

# 金融庁：「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等

『会計情報』編集部

金融庁は、「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の改正案に対する意見募集を行い、2024年2月15日に結果を公表した。

## 1. 改正の概要

本件は、投資信託及び投資法人に係る一単位（口）当たりの純資産額と基準価額において差異が生じた場合に、貸借対照表等において当該基準価額及び当該差異の理由が注記されるよう所要の改正を行うものとされている。

## 2. 施行日

本件の内閣府令は、令和6（2024）年2月15日付けで公布・施行される。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について：金融庁（[fsa.go.jp](https://fsa.go.jp)）

以上